

「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」重要事項説明書

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業の目的及び運営方針

目的	要支援等の状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。
方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、その自立に向けて設定された目標を達成するために適切な介護予防サービス等が提供されるよう配慮したものとする。・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立を遵守し、地域の保健・医療・福祉機関等及び住民による自発的な活動を含めた地域における様々な取組等との連携に努める。

2. 古賀市第2地域包括支援センターの概要

(1) 法人及び事業所

法人名	社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会
法人代表者	横田 昌宏
法人所在地	〒811-3116 福岡県古賀市庄 205 サンコスモ古賀内
法人連絡先	電話 092-944-2941 FAX 092-944-2942
事業所名	古賀市第2地域包括支援センター
指定事業所の種類（事業所番号）	指定介護予防支援（古賀市指定 4003600022）
事業所所在地	〒811-3113 福岡県古賀市千鳥3丁目3番1号 （古賀市社会福祉センター「千鳥苑」内）
連絡先	電話 092-410-7331 FAX 092-410-7370
管理者氏名	満田 恵

(2) サービスの実施地域及び開所日・開所時間

サービスの提供実施地域	古賀市
開所日	月～金 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休業
開所時間	午前8時30分～午後5時00分 （電話による24時間連絡可能体制）

(3) 職員体制

職 種	人数	業務内容
管理者	1 人	従業者の管理及び業務の一元的な管理
保健師 その他これに準ずる者 ・主任介護支援専門員・社会福祉士	各 1 人以上	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供
介護支援専門員	1 人以上	

3. サービス内容と利用の流れ

(1) 利用申込み

利用申込者に事業の運営規程等重要事項を説明し、同意を得ます。

(2) 契約締結

契約を締結します。

(3) アセスメント (利用者宅訪問・面接)

本人・家族等へ面接し、心身の状態、環境、生活歴等を聞き取り、解決すべき課題を把握します。

(4) 介護予防ケアプラン原案の作成

解決すべき課題について、本人と家族とともに自立に向けた (家族の希望も含む) 目標設定を行い、それを達成するためのサービスの計画を作成します。

(5) サービス担当者会議

サービス担当者会議において、各々専門職等から意見を聴取し、介護予防ケアプランを修正しつつ、最終的なサービス計画を決定します。

(6) 介護予防ケアプランの交付

介護予防ケアプランを利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防ケアプランを利用者又は家族、当該計画に位置つけた介護予防サービス等の担当者に交付します。

(7) サービスの提供開始

サービス事業者に対し、介護予防ケアプランに基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。

(8) モニタリング・評価

毎月、サービス事業所等で面接、電話によりモニタリングを実施し、記録します。なお、サービス提供月から起算して3か月に1回は居宅を訪問し面接を行います。但し、関係者の合意を得ている等の要件を満たした場合は、テレビ電話等を活用して面接を行うことができます。その際は、少なくとも6か月に1回は居宅を訪問し面接を行います。

サービス提供開始から6か月おきに、利用者、必要に応じ家族、担当者間で評価を行い、サービスの見直しを行います。

4. 複数事業所の紹介理由

利用者は、従業者に対して複数のサービス提供事業者等の紹介を求めることや、当該事業者を介護予防ケアプランに位置付けた理由についても求めることができます。

5. 医療と介護の連携に関する情報提供

- (1) 利用者が医療機関に入院した場合は、担当する従業者の氏名、連絡先等を医療機関にお伝えください。
- (2) 従業者は、介護予防サービス事業者等から連絡を受けた利用者の口腔に関する問題や服薬状況、心身や生活の状況について、必要と認める時は利用者の同意を得て、主治医等に情報を提供します。
- (3) 利用者が医療系のサービスを希望している場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、この意見を求めた医師等に介護予防ケアプランを交付します。

6. サービスの終了

- (1) 利用者のご都合によりサービスを終了する場合、申し出くださればいつでも終了できます。
- (2) 以下の場合は自動的にサービスを終了します。
 - 要介護認定の結果、非該当あるいは要介護と認定された場合
 - 基本チェックリストの結果により事業対象者に該当しない場合
 - 利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護サービスや介護予防認知症対応型入居者生活介護サービスを利用した場合（短期利用を除く）
 - 利用者が介護予防特定施設に入居した場合
 - 利用者が亡くなられた場合
 - 利用者が市外に転出し当市の被保険者でなくなった場合

7. 利用料金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの料金及び利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料は、事業者が法令等の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の負担はありません。但し、介護保険料の滞納等により、保険給付金が受領できない場合は、下記のサービスの利用料金を全額支払っていただきます。事業所から介護予防支援提供証明書又は介護予防ケアマネジメントサービス提供証明書を発行しますので、後日この証明書を古賀市の介護保険担当窓口へ提出しますと、全額払戻しを受けられます。

①介護予防支援費（介護予防サービスの利用者）

項目	利用料（1か月あたり）
介護予防支援費	4,512円
初回加算（※1）	3,063円
委託連携加算（※2）	3,063円
高齢者虐待防止措置未実施減算（※3）	-1/100
業務継続計画未実施減算（令和7年4月1日～）（※4）	-1/100

※1 新規に介護予防サービス計画を作成し指定介護予防支援を提供した場合に加算。

※2 介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を指定居宅介護支援事業所に提供し、計画作成等に協力した場合の加算。利用者1人につき1回を限度とする。

※3 高齢者虐待防止措置がされていない場合に減算。

※4 業務継続計画が未作成かつ必要な措置が講じられていない場合に減算。

②介護予防ケアマネジメント費（介護予防・生活支援サービスのみの利用者）

項目	利用料（1か月あたり）
介護予防ケアマネジメント A	4, 512円
介護予防ケアマネジメント B	3, 154円
介護予防ケアマネジメント C	3, 154円
介護予防ケア A 初回加算（※5）	3, 063円
介護予防ケア B 初回加算（※6）	3, 063円
介護予防ケア A 委託連携加算（※7）	3, 063円
介護予防ケア B 委託連携加算（※8）	3, 063円
高齢者虐待防止措置未実施減算（※9）	－1 / 100
業務継続計画未実施減算（令和7年4月1日～）（※10）	－1 / 100

※5、※6それぞれ、新規に介護予防ケアマネジメント A、介護予防ケアマネジメント B のサービス計画を作成し、介護予防ケアマネジメント A、介護予防ケアマネジメント B を提供した場合に加算。

※7、※8それぞれ介護予防ケアマネジメント A、介護予防ケアマネジメント B を指定居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を指定居宅介護支援事業所に提供し、計画作成等に協力した場合の加算。

※9 高齢者虐待防止措置がされていない場合に減算。

※10 業務継続計画が未作成かつ必要な措置が講じられていない場合に減算。

(2) その他の費用

訪問等に要する交通費	無料
解約料	なし
サービス提供に関する記録や書類の謄写	実費

但し、通常のサービスの提供実施地域を越えて行う介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに要した交通費は、その実費をいただくことがあります。その料金は次のとおりです。

- ・当事業所から 片道 3 km 未満 100円
- ・当事業所から 片道 3 km 以上 4 km 未満 200円
- ・当事業所から 片道 4 km 以上 5 km 未満 300円
- ・当事業所から 片道 5 km 以上の場合は、1 km 毎に 50円加算

8. 業務の委託

- (1) 当事業所では、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。委託する指定居宅介護支援事業所については、利用者と協議の上決定し、別に通知します。
- (2) 事業者の通常の事業の実施地域以外の地域の居住する方から利用申込があった場合には、委託を受けた指定居宅介護支援事業所が利用者申込者又はその家族等に対し、当事業所の運営規程その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行うことができるものとします。

9. 秘密保持

- (1) サービスの提供にあたって知り得た利用者又はその家族等の秘密や個人情報については、正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者及びその家族に関する個人情報、サービス担当者会議等で用いません。

10. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行ったサービスの提供にあたり事故が発生した場合は、速やかに古賀市及び利用者の家族に連絡を行い、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 虐待防止

虐待防止のため、利用者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービスの提供に努め、必要な措置を講じます。

12. 身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) サービス提供にあたり、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 事業継続に向けた取り組み

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、業務継続計画を策定するとともに、当該計画にそった研修及び訓練を実施します。

14. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止できるよう、専任担当者を配置し、対策委員会の開催、指針の整備、定期的な研修及び訓練を行います。

15. 第三者評価

提供するサービスに対する第三評価の実施状況 実施なし

16. 苦情の受付

当事業所の介護予防支援、介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります

(1) 当事業所の窓口

古賀市第2地域包括支援センター

所在地 古賀市千鳥3丁目3番1号（古賀市社会福祉センター「千鳥苑」内）

電話 092-410-7331

(2) その他の窓口

【市町村の窓口】 古賀市基幹型地域包括支援センター 古賀市役所健康介護課 介護保険係	古賀市庄 205 番地 電話 092-942-1156 電話 092-942-1144
【公的団体の窓口】 福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課（介護サービス相談窓口）	福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 電話 092-642-7859

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者に対して本書面に基
づいて、重要な事項を説明しました。なお、記載内容に変更があった場合は、変更部分につ
いて通知します。

令和 年 月 日

名 称 古賀市第 2 地域包括支援センター
所在地 古賀市千鳥 3 丁目 3 番 1 号
(古賀市社会福祉センター「千鳥苑」内)
説明者氏名

(サービス利用者)

私は、この重要事項について説明を受け、本書面に基づく介護予防支援サービス又は
介護予防ケアマネジメントサービスの利用開始に同意します。

住 所

氏 名

(利用者代理人)

住 所

氏 名

(続柄)